

事務連絡
平成28年4月8日

北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県
茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県
及び長野県の震災復興担当部署 御中

復興庁復興特区班

「特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例」措置等の
適用に関する証明事務の実施について

所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）、東日本大震災の被災者等に
係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第
164号）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の
一部を改正する省令（平成28年財務省令第25号）の施行に伴い、東日本大震災の被災者
等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）に規定する「特
定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例」措置等の適用に関する証明事
務について、別紙のとおり取扱いを定めたので御了知いただくとともに、貴県より県内関
係市町村震災復興担当部署に対し、周知願います。

なお、別紙については財務省主税局及び国税庁課税部と協議済みであることを申し添え
ます。

所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）の施行に伴う「特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例」措置等の適用に関する証明事務の実施について

平成 28 年 4 月 8 日
復興庁復興特区班

所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 164 号）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年財務省令第 25 号）の施行に伴い、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号。以下「震災特例法」という。）に規定する「特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例」措置等の適用期限が平成 33 年 3 月 31 日まで延長されました。

また、今回の改正では買換資産の範囲が以下のとおり見直されたところです。

- ① 被災区域¹である土地等又はこれらとともに譲渡をするその土地の区域内にある建物等若しくは構築物からの買換えに係る買換資産を次に掲げる資産に限定する。
 - イ 特定被災区域²内にある土地等又は特定被災区域内にある事業の用に供される減価償却資産
 - ロ 被災区域である土地等又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産
- ② 対象資産から租税特別措置法第 13 条、第 46 条及び第 68 条の 31 に規定する特例³の適用を受けた資産を除外する

特に、上記①イに関連して、特定被災区域のうち被災区域外の区域へ買換えた場合において、本特例措置の適用を受けようとする買換資産が土地等又は事業の用に供される減価償却資産（建物及びその附属設備、構築物又は機械及び装置に限る。）であるときは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成 23 年財務省令第 20 号。以下「財務省令」という。）第 4 条第 2 項第 2 号、第 7 条第 2 項及び第 10 条第 2 項に規定する買換資産の所在地の市町村長の証明書の確定申告書等への添付を要することとされました。

そこで、今般、本特例措置の適用に関する証明事務の取扱いを下記のとおり定めたので御了知いただくとともに、貴県より県内関係市町村震災復興担当部署に対し、周知願います。

¹ 東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域（震災特例法第 11 条第 1 項、第 18 条第 1 項）

² 東日本大震災復興特別区域法第 4 条第 1 項に規定する特定被災区域

³ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度

なお、本通知については財務省主税局及び国税庁課税部と協議済みであることを申し添えます。

記

1 特定の事業用資産の買換え等をした場合等の所得税及び法人税の課税の特例

(1) 個人が、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの期間内に、その有する資産で震災特例法第12条第1項の表の第1号の上欄に規定する被災区域（震災特例法第11条第1項に規定する被災区域をいう。）である土地若しくはその土地の上に存する権利又はこれらとともに譲渡をするその土地の区域内にある建物（その附属施設を含む。）若しくは構築物で、当該個人により平成23年3月11日前に取得（建設及び同日以後の相続による取得その他の政令で定めるものを含む。）がされたもののうち事業の用に供しているものを譲渡し、当該譲渡の日の属する年の12月31日までに、同号の下欄に掲げる東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に規定する特定被災区域内にある土地若しくは土地の上に存する権利又は特定被災区域内にある事業の用に供される減価償却資産（建物及びその附属設備、構築物又は機械及び装置に限る。以下同じ。）の取得をし、かつ、当該取得の日から1年以内に、当該取得をした資産（「買換資産」という。）を事業の用に供したとき又は供する見込みであるときの譲渡所得について震災特例法第12条に規定する買換え又は交換の特例の適用を受けようとする場合は、当該買換資産が特定被災区域内にある旨を市町村長が証する書類（別紙様式）を確定申告書等に添付しなければならない。【関連規定：震災特例法第12条、財務省令第4条】

(2) 法人が、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの期間内に、その有する資産で震災特例法第19条第1項の表の第1号の上欄に規定する被災区域（震災特例法第18条第1項に規定する被災区域をいう。）である土地若しくはその土地の上に存する権利又はこれらとともに譲渡をするその土地の区域内にある建物（その附属施設を含む。）若しくは構築物で、当該法人により平成23年3月11日前に取得（建設を含む。）がされたものを譲渡し、当該譲渡の日を含む事業年度において、同号の下欄に掲げる東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に規定する特定被災区域内にある土地若しくは土地の上に存する権利又は特定被災区域内にある事業の用に供される減価償却資産の取得をし、かつ、当該取得の日から1年以内に、当該取得をした資産（「買換資産」という。）を事業の用に供したとき又は供する見込みであるときの所得について震災特例法第19条等に規定する買換えの特例等の適用を受けようとする場合は、当該買換資産が特定被災区域内にある旨を市町村長が証する書類（別紙様式）を確定申告書等に添付しなければならない。【関連規定：震災特例法第19条～第21条、第27条～第29条、財務省令第7条、第10条】

※ 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例及び特定の資産を交換した場合の課税の特例についても同様とする。

(参考) 震災特例法の関連規定は以下のとおり。

- 第 12 条 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例 (個人)
- 第 19 条 特定の資産の買換えの場合の課税の特例 (法人)
- 第 20 条 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例 (法人)
- 第 21 条 特定の資産を交換した場合の課税の特例 (法人)
- 第 27 条 連結法人の特定の資産の買換えの場合の課税の特例 (連結法人)
- 第 28 条 連結法人の特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例 (連結法人)
- 第 29 条 連結法人の特定の資産を交換した場合の課税の特例 (連結法人)

2 市町村長の証明手続について

- (1) 市町村長の証明は、本特例措置の適用を希望する個人又は法人が、申請書及び買換資産の所在が確認できる書類を持参して証明の申請をした場合に行ってください。
- (2) 申請書及び証明書の様式は、別紙様式を参考に各自治体において作成ください。
- (3) 証明の申請に対する審査は、土地等又は建築物については、買換資産の所在が確認できる書類により行うほか、登記情報提供サービス (<http://www1.touki.or.jp/>) などを活用することにより行ってください。また、機械及び装置についても、償却資産課税台帳による確認や申請者に対する聞き取りをするなど、十分な確認を行ってください。
- (4) 確認に必要とされる書類については、原本またはその写しを確認すれば足りることとするなど、申請者の負担に十分配慮願います。

(別紙様式)

特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例措置等の適用に係る買換資産についての証明願

平成 年 月 日

〇 〇 市町村長 殿

住所 (事業所)

氏名 (名 称)

(代表者)

印

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律[第 12 条 ・ 第 19 条 ・ 第 20 条 ・ 第 21 条 ・ 第 27 条 ・ 第 28 条 ・ 第 29 条] の規定に係る土地等の事業用資産の [買換え ・ 交換 ・ 特別勘定] の場合の譲渡所得の課税の特例等を受けるため、下記の買換資産が東日本大震災特別区域法第 4 条第 1 項に規定する特定被災区域内に所在することを証明願います。

記

買換資産の概要 (各資産ごとの種類、数量、取得年月日等が判別できるよう記載する。)

所 有 者

所 在 地

第 号

上記の買換資産が特定被災区域内に所在することを証明します。

平成 年 月 日

〇 〇 市町村長 印

特定の資産（被災区域の土地等）の買換え等の譲渡所得に係る特例措置

震災特例法12条、19条、27条等

平成33年3月31日までの期間に、以下の表の①又は②の買換えを行った場合には、その買換えに係る対象期間内に資産の譲渡をして、その譲渡の日を含む事業年度において取得をし、かつ、その取得の日から1年以内にその事業の用に供する資産について、その譲渡をした資産に係る譲渡益の額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳（課税繰延割合100%）ができる。

	譲渡資産	買換資産
①	被災区域※1である土地等	被災区域である土地等
		被災区域ではない土地等の場合、特定被災区域内※2、3の土地等 [H28税制改正]
②	被災区域である土地等以外の土地等	被災区域である土地等

- （※1）東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域
- （※2）東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域である227市町村（東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に規定する特定被災区域）。
- （※3）買換資産の所在が特定被災区域内であることを市町村長が証明する書類の確定申告書等への添付が必要。

※ 特別勘定を設けた場合及び本制度の対象となる資産を交換した場合についても、同様の措置を講じる。

【イメージ図】

